

別表

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 応募団体の要件	第4 補助対象経費の範囲	第5 補助金額	第6 補助率
I 農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業	大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（案）の第3の1のとおり				
1. プロジェクトの管理・運営		<p>本事業に応募することができる団体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、又は法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長が特に必要と認める団体（特認団体）のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。</p> <p>2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。</p> <p>3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。</p> <p>4 日本国に所在し、補助事業全体及</p>	<p>人件費、謝金、賃金、旅費（交通費、宿泊手当、宿泊費、諸雑費）、講師・専門家・関係者等の招へい者の国内外における活動費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、役務費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、データベースライセンス費等</p>	上限額は、25,717千円以内	定額
2. 大規模輸出産地モデル形成等支援の実施					
(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化			<p>備品費、賃金、会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、会場管理費、情報発信費、研修等参加費、輸送・保管費、旅費（交通費、宿</p>	上限額は、320,000千円以内	定額

(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

び交付された補助金の適正な執行に  
関し、責任を負うことができる団体で  
あること。

5 法人等（個人、法人及び団体をい  
う。）の役員等（個人である場合はそ  
の者、法人である場合は役員又は支店  
若しくは営業所（常時契約を締結する  
事務所をいう。）の代表者、団体であ  
る場合は代表者、理事等、その他経営  
に実質的に関与している者をいう。）  
が暴力団員（暴力団員による不当な行  
為の防止等に関する法律（平成3年法  
律第77号）第2条第6号に規定する  
暴力団員をいう。）でないこと。

泊手当、宿泊費、諸雑  
費）、謝金、委託費、転  
換等助成費等